

令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金  
交付要綱

令和8年6月15日  
むつ市告示第168号

(趣旨)

第1条 市は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、市内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池（以下「自家消費型太陽光発電設備等」という。）の導入に関する事業（以下「当該事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 国交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）をいう。
- (2) 国実施要領 国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう（ただし、借り受けた住宅を除く。）。
- (4) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- (5) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (6) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。

(7) 補助事業により取得等した財産 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産をいう。

(8) 財産処分 補助事業により取得等した財産を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取壊し、若しくは廃棄することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅に自己所有の自家消費型太陽光発電設備等を導入しようとする個人のうち次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 市の区域内に住所を有していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和8年12月28日までに市長に提出しなければならない。

(1) 令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書・別紙（事業計画）（様式第1号の2）

(3) 設備容量等が分かる書類（カタログ・仕様書等）

(4) 導入費用の根拠となる書類（見積書）

(5) 自家消費型太陽光発電設備の発電量及び自家消費量に係る根拠書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

(様式第2号)について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 3 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しないことを決定し、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(事業変更の承認申請)

第8条 前条第1項の規定により、補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が申請内容を変更しようとするときは、速やかに令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

(1) 連絡先の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認める場合

- 2 前項ただし書の規定により軽微な変更を行った場合は、軽微な変更届(様式第6号)により遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により、変更の承認をするときは、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事業変更承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業中止等の承認申請)

第9条 補助事業者が事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けな

ればならない。

2 市長は、前項の規定により、中止等の承認をするときは、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（導入の着手）

第10条 令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱の施行日以降に自家消費型太陽光発電設備等を導入し補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に自家消費型太陽光発電設備等の導入に関する契約行為又は工事の着手（以下「工事等の着手」という。）を行ってはならない。ただし、補助金の交付決定前において、やむを得ない事情により、早期に工事等の着手を行わなければならない場合は、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事前着手届（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付の条件）

第11条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、第7条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業により取得した財産の内容、経費の負担区分その他補助事業に関する事項を明らかにする財産管理台帳（様式第11号）、その他関係書類等を第18条第2項に規定する期間整備保管すること。
- (2) 補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図ること。

（申請の取下げの期日）

第12条 補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第13条 補助金の実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までに次の各号に掲げる関係書類を添えて行うものとする。

- (1) 実績報告書（様式第12号）
- (2) 施工前後の写真
- (3) 自家消費型太陽光発電設備等の導入に係る契約行為を行ったことが分かる書

類

- (4) 自家消費型太陽光発電設備等の導入に係る費用の支払いを確認できる書類
- (5) 令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金請求書（様式第13号）
- (6) 財産管理台帳（様式第11号）  
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第15条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（決定の取消等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 国交付要綱、国実施要領又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付を不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（代理人）

第17条 補助対象者は、第6条及び第8条の規定による申請並びに第13条による実績報告書の提出手続（以下「実績報告書の提出等手続」という。）について、

補助対象設備を販売・施工する者を代理人として選任することができる。

- 2 代理人は、前項の規定により実績報告書の提出等手続を行う場合には、令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金委任状（様式第15号）を市長に提出しなければならない。
- 3 代理人は、第1項の規定による実績報告書の提出等手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続を通じて知り得た補助対象者及び補助事業者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。
- 4 市長は、代理人が偽りその他不正の手段により第1項による実績報告書の提出等手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該代理人の名称及び不正の内容を公表し、実績報告書の提出等手続を認めないこととする。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得等した財産を、処分の制限を受ける期間内に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して財産処分してはならない。

- 2 前項の財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得等した財産を、市長の承認を受けて財産処分しようとする場合は、財産処分を行おうとする日の30日前までに令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長の承認を受けて財産処分する場合には、補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

（利用状況の報告）

第19条 補助事業者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）について、12か月分の利用状況を令和8年度むつ市住宅用自家消費型太陽光発電自家消費率報告書（様式第17号）により市長に提出しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
自家消費型太陽光発電設備	<p>自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表中の「交付要件」を満たすこと。</li> <li>(2) 太陽光発電設備の発電量等の計測器が設置されること。</li> <li>(3) 市内に設置されるものであること。</li> <li>(4) 他の法令又は予算制度に基づき国、県等の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> <li>(5) 住宅の屋根に設置されるものであること。</li> </ol>	<p>補助対象経費の実支出額又は25万円のいずれか低い額（ただし、5万円/kW（工事費込み・税抜き）に応じた額を上限とする。）</p>
蓄電池	<p>令和8年度自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の補助対象設備となる自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であって、住宅に設置される蓄電池（20kWh未満）の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の「交付要件」については、複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本事項を満たすこととする。その上で、家庭用：12.5万円/kWh以下の蓄電システムの導入が困難であった場合は、補助金の額の範囲で補助金の交付の対象とすることができる。</li> <li>(2) 市内に設置されるものであること。</li> <li>(3) 他の法令又は予算制度に基づき国、県等の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>	<p>補助対象経費の実支出額の1/3に相当する額又は35万円のいずれか低い額（ただし、蓄電池容量が14万1千円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は、蓄電容量に14万1千円/kWhを乗じた額の1/3を上限とする。）</p>

┌──────────┴──────────┐  
(注)

- 1 補助対象設備は、商用化され導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。
- 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。